

一般廃棄物処理業許可証

令和 6 年 3 月 25 日

住 所 徳島市南島田町3丁目21番地1
氏 名 有限会社 みどり清掃
代表取締役 岡 山 篤 史 殿

北島町長 古 川 保 博



令和 6 年 3 月 25 日付け、受付北第1018号で申請のあった一般廃棄物処理業許可については、下記のとおり許可します。

- 1 営業所の所在地及び名称 徳島市不動西町2丁目1534番地の3
有限会社 みどり清掃
- 2 取扱廃棄物の種類 ごみ、粗大ごみ
- 3 収集、運搬及び処分の別 収集、運搬
- 4 許 可 期 間 自 令和 6 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日
- 5 許 可 車 両 許可申請書添付「保有車両名簿」登録車両
- 6 作 業 区 域 北島町全域
- 7 許 可 条 件

- 1) 搬入する廃棄物は、北島町内で発生した一般廃棄物であること。
搬入の際は、北島町の定めた分別方法に従って分別すること。
- 2) 申請者は、従業員がこの許可条件に違反しないよう指導し、常に収集車両及び従業員の服装を清潔に保ち、町民に不快な印象を与えないようにすること。
- 3) 収集車両に本町の許可を受けている旨を表示すること。
本町において、収集・運搬の作業を行う場合には、本町の許可のみ表示すること。
- 4) 町内一般家庭並びに営業計画届に記載のない事業所からの廃棄物を搬入する場合は、排出事業所名・所在地等を明記した書類を提出すること。
- 5) 本町の係員が廃棄物の搬入について検査・調査を行う場合は、理由の如何にかかわらず拒否しないこと。
- 6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係諸法令を遵守すること。
- 7) 本町が実施する廃棄物の減量・再資源化に積極的に取り組むこと。
- 8) この許可条件に違反したとき、または、町長の指示に従わないときは、許可を取り消すことがある。

※なお、この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、北島町長に異議申し立てをすることができます。